

議案第 9 号

## 小松市教育委員会における小松市情報公開条例施行規則の制定について

小松市教育委員会における小松市情報公開条例施行規則を次のとおり制定する。

### 小松市教育委員会における小松市情報公開条例施行規則

小松市教育委員会における小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）の施行については、小松市情報公開条例施行規則（令和5年小松市規則第15号）の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第 10 号

小松市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について

小松市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

小松市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(小松市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 小松市教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第2号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議録の公表)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 教育委員会は、<u>小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成7年条例第1号)第6条第1項各号及び会議の公正が害されるおそれがある等諸般の事情を総合的に勘案して、公表の是非、公表の方法を判断するものとする。</u></p>	<p>(会議録の公表)</p> <p>第19条 [同左]</p> <p>2 教育委員会は、<u>小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)</u> <u>第6条第1項各号及び会議の公正が害されるおそれがある等諸般の事情を総合的に勘案して、公表の是非、公表の方法を判断するものとする。</u></p>
<p>備考 この表中に[ ]及び[ ]中の記載並びに付した下線は、注記である。</p>	

(小松市教育委員会における小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 小松市教育委員会における小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成7年教育委員会規則第17号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>小松市教育委員会における<u>小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則</u></p> <p>小松市教育委員会における<u>小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成7年小松市条例第1号)の施行については、小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成7年小松市規則第17号)</u>の例による。</p>	<p>小松市教育委員会における<u>小松市個人情報保護法施行条例</u>施行規則</p> <p>小松市教育委員会における<u>小松市個人情報保護法施行条例(令和5年小松市条例第2号)</u>の施行については、<u>小松市個人情報保護法施行条例施行規則(令和5年小松市規則第16号)</u>その他市長が定める規則の例による。</p>
<p>備考 この表中に付した下線は、注記である。</p>	

(小松市学校管理規則の一部改正)

第3条 小松市立学校管理規則（平成14年教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報管理)</p> <p>第30条 校長は、<u>小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）</u> _____に基づき、情報管理に関する事務を総括する。</p>	<p>(情報管理)</p> <p>第30条 校長は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び小松市個人情報保護法施行条例（令和5年小松市条例第2号）</u>に基づき、情報管理に関する事務を総括する。</p>
<p>備考 この表中に付した下線は、注記である。</p>	

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。



第9条 課長等は，毎年度当初に所属職員  
の事務の分担を決定し，教育庶務課長\_\_\_\_  
\_\_\_\_を経て教育長に  
報告しなければならない。これを変更し  
たときも，また同様とする。

(教育機関等の内部組織等)

第10条 教育機関等(法律\_\_\_\_に基づき  
設置する教育機関(学校を除く。))及び  
地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第30条の規定に基づき条例で設置する  
教育機関並びに市長権限に属する事務の  
一部を小松市教育委員会に委託する施設  
\_\_\_\_並びにこれらに類する機  
関をいう。以下同じ。)の内部組織及び  
共通的事務の分掌は，別表第2のとおり  
とする。

(教育機関等の所長等の設置)

第11条 [略]

2 教育長が必要と認めたときは，教育機  
関等に次長(以下「次長」という。)，  
担当課長，参事(総括)，参事，主幹，  
主査を置くことができる。

第9条 課長等は，毎年度当初に所属職員  
の事務の分担を決定し，教育庶務課長，  
事務局次長及び事務局長を経て教育長に  
報告しなければならない。これを変更し  
たときも，また同様とする。

(教育機関等の内部組織等)

第10条 教育機関等(法律の規定に基づき  
設置する教育機関(学校を除く。))，\_\_\_\_  
地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第30条の規定に基づき条例で設置する  
教育機関及び\_\_\_\_市長権限に属する事務の  
一部を教育委員会に委任する\_\_\_\_施設  
を所管する機関並びにこれらに類する機  
関をいう。以下同じ。)の内部組織及び  
共通的事務の分掌は，別表第2のとおり  
とする。

(教育機関等の所長等の設置)

第11条 [同左]

2 教育長が必要と認めたときは，教育機  
関等に次長(以下「次長」という。)，  
担当課長\_\_\_\_，参事，主幹，  
主査を置くことができる。

備考 この表中[ ]及び[ ]中の記載並びに付した下線は，注記である。

## 令和6年度小松市教科書採択の基本方針について

小松市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の関係法令の規定に基づき、小松市立義務教育諸学校で使用する教科書の採択を公正かつ適正に行うため、次のとおり令和6年度小松市教科書採択の基本方針を定める。

### 令和6年度小松市教科書採択の基本方針

#### 1 採択の基本原則

##### (1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や石川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって行う。

##### (2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、県の採択方針や教科用図書選定資料を踏まえ十分に調査研究を行う。

##### (3) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公表するなど、より開かれた採択に努める。

#### 2 採択の観点

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の定着に適したものであること。

(2) 「小松市教育理念『学びの道しるべ』」に基づく学習活動の充実に適したものであること。

(3) 児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮し、学習するに当たり使いやすい工夫があることや、ICTを活用した学習活動等を進めやすくする工夫があること。

## 小松市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱について

小松市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱を次のとおり制定する。

### 小松市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条の規定により小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項の教科用図書（同法第49条において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）の採択を公正かつ適正に実施するため小松市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、採択すべき教科用図書について、調査し、及び審議し、並びに答申するものとする。

#### (委員)

第3条 委員会は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる員数の委員（以下「委員」という。）で組織するものとする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 小松市PTA連合会 2人以内
- (3) 学校関係者 3人以内

2 前項の規定にかかわらず、教科用図書の採択に直接の利害関係を有すると教育委員会が認める者は、選定委員となることができない。

第4条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から第2条に規定する答申の日までとする。

#### (役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の第三者の意見を求めることができる。

#### (調査研究員)

第7条 教育委員会は、能美市及び川北町と合同で委員会に提出する教科用図書に関する資料の収集及び作成並びに教科用図書の調査研究のため教科用図書調査研究員（次条において「調査研究員」という。）を置く。

(調査研究員)

第8条 調査研究員は、本市の市立学校の校長及び教員の中から教育委員会が任命する。

2 調査研究員の任期は、任命の日から前条の目的が達成される日として教育委員会が定める日とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関する事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

令和7年度使用教科用図書の採択について

令和7年度から使用する中学校の教科用図書の採択にあたり、小松市においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法令及び「小松市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」に基づき、採択事務を進める。

[採択の手順]

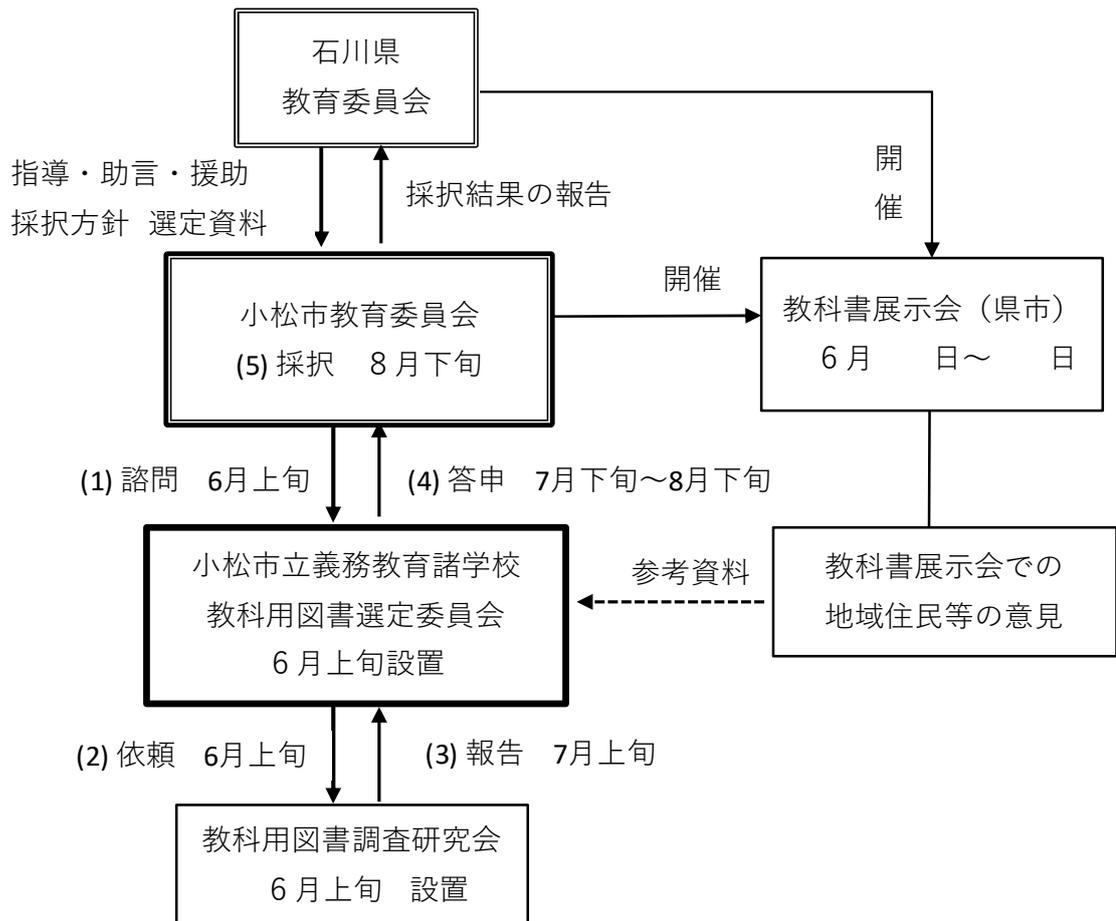
(1) 小松市教育委員会（以下「教育委員会」）は、小松市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」）を6月上旬に設置し、教科書採択に係る意見の答申を諮問する。

(2) 教育委員会は、教科用図書調査研究会（以下「調査研究会」）を6月上旬に設置し、選定委員会の調査審議に係る専門的事項の調査研究を依頼する。

(3) 調査研究員は、選定委員会に対し調査研究の結果等を7月上旬から中旬に報告する。

(4) 選定委員会は、教科書展示会における保護者や市民等の意見も踏まえて調査審議し、種目ごとに教育委員会に推薦すべき教科書の優れている点についてまとめ、7月下旬から8月上旬に答申する。

(5) 教育委員会は、この答申を基に、採択すべき教科書を採択する。



## 小松市教育情報セキュリティポリシーの基本方針に関する訓令の制定について

小松市教育情報セキュリティポリシーの基本方針に関する訓令を次のとおり制定する。

### 小松市教育情報セキュリティポリシーの基本方針に関する訓令

(趣旨)

第1条 小松市教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）は、本市が設置する学校が管理・保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的・体系的かつ具体的に取りまとめ、情報資産を取り扱うすべての教職員に浸透、普及、定着させるため、一定の普遍性を備えた小松市教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 教育情報セキュリティポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 ネットワーク、情報システムやこれらに関する設備、電磁記録媒体やこれらの開発と運用に係る全ての情報、ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報（紙等の有体物に出力された情報を含む。）をいう。
- (2) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (3) 情報システム ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア（アプリケーションを含む。）及び電磁記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) ネットワーク コンピュータ等の機器が互いに通信し合うために必要な仕組みをいう。
- (5) ハードウェア コンピューター本体や周辺機器など、物理的な実体を伴う装置や機器をいう。
- (6) ソフトウェア コンピューターを制御するためのプログラムや命令を出すものをいう。

- (7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者のみが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威を以下に想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス，ウイルス攻撃，サービス不能攻撃等のサイバー攻撃，部外者の侵入等による機器の盗難や情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去，重要情報の詐取，内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し又は持ち出しによる紛失，不許可ソフトウェアの使用等の規定違反，設計・開発の不備，プログラム上の欠陥，操作・設定ミス，メンテナンス不備，内部・外部監査機能の不備，外部委託管理の不備，マネジメントの欠陥，機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震，落雷，火災等の災害並びに事故，故障等によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病等による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶，通信の途絶等のインフラ障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 基本方針の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 基本方針が適用される本市の機関は，小松市教育委員会が設置する組織のうち本市が設置する学校の管理運営に係る事務を担う執行機関（以下「学校管理運営事務担当課」という。），小松市立小学校等設置条例（昭和40年小松市条例第19号）に規定する小学校，中学校及び義務教育学校並びに小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号）に規定する小松市立高等学校（以下「学校」という。）とする。
- (2) 基本方針が対象とする情報資産の範囲は，次のとおりとする。
  - ア ネットワーク，情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁記録媒体
  - イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講じるものとする。

- (1) 組織体制 学校管理運営事務担当課及び学校における情報資産について、市長部局と連携しつつ、適切に情報セキュリティ対策を推進及び管理するための体制を確立するものとする。
- (2) 情報資産の分類及び管理 学校管理運営事務担当課及び学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講じる。
- (3) 物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任等を定め、職員に情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する法令等の内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ対策 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、ネットワーク管理等の技術面の対策を講じる。
- (6) 運用におけるセキュリティ対策 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害等の緊急事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応を可能とするための危機管理対策を講じる。

(教育情報セキュリティ対策基準の策定)

第6条 前条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断等の基準を明らかにする教育情報セキュリティ対策基準を別に策定するものとする。

(教育情報セキュリティ実施手順の策定)

第7条 対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を別に策定するものとする。

(情報セキュリティ実施状況の監査及び自己点検)

第8条 教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(評価及び見直しの実施)

第9条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

(教育情報セキュリティポリシー等の公開)

第10条 基本方針は、原則公開とする。ただし、教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより小松市の教育行政運営に支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 15 号

**小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について**

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則（昭和52年小松市教育委員会第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市におけるスポーツの振興及びスポーツを通しての健全なグループ活動の育成並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、小松市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の<u>使用</u>に供すること（以下「学校体育施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（教育委員会及び校長の責任）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市におけるスポーツの振興及びスポーツを通しての健全なグループ活動の育成並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、小松市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の<u>利用</u>に供すること（以下「学校体育施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（教育委員会及び校長の責任）</p>

第2条 [略]

2 この規則の実施に関して、学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、小松市立学校管理規則（昭和45年小松市教育委員会規則第1号）第46条第1項の規定にかかわらず、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（管理指導員）

第3条 [略]

2 管理指導員は、教育委員会の命を受け、学校体育施設の開放に伴う使用者の危険防止並びに施設及び設備の管理に当たるものとする。

3 管理指導員は \_\_\_\_\_，教育委員会が委嘱する。

4 [略]

（運営協議会）

第4条 学校体育施設の開放事業を円滑効果的に実施するため、開放学校に学校開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。この場合において、校下体育協会をこれに充てることができる。

（開放の種類及び種目）

第2条 [同左]

2 この規則の実施に関して、学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、小松市立学校管理規則（昭和45年小松市教育委員会規則第1号）第45条第1項の規定にかかわらず、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（管理指導員）

第3条 [同左]

2 管理指導員は、教育委員会の命を受け、学校体育施設の開放に伴う利用者の危険防止並びに施設及び設備の管理に当たるものとする。

3 管理指導員は、校下体育協会から推薦された者のうちから，教育委員会が委嘱する。

4 [同左]

[削除]

[削除]

（開放の種類 \_\_\_\_\_）

第5条 学校体育施設の開放の種類及び

種目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ開放 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_屋  
外運動場、\_\_\_\_\_屋内運動場及び屋内運  
動場附属クラブハウス並びに屋内運  
動場附帯施設

(2) 遊び場開放 幼児及び児童生徒の  
遊び場としての使用に供するための  
屋外運動場及び屋内運動場\_\_\_\_\_

2 スポーツ開放における運動種目は、  
教育委員会が適当と認める種目とす  
る。

[新設]

[新設]

(開放の日時)

第6条 スポーツ開放の日時は、別表の  
とおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校  
において特別の事情がある場合は、教

第4条 学校体育施設の開放の種類\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、次\_\_\_\_\_に掲げるとおりとす  
る。

(1) スポーツ開放 教育委員会が適当

と認める運動種目の実施のために屋  
外運動場及び屋内運動場を開放する  
ものをいう。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童生徒の  
遊び場としての利用に供するために  
屋外運動場及び屋内運動場を開放す  
るものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次のいず  
れかに該当するものは、学校体育施設  
の開放の対象としない。

(1) 特定の政党若しくは公選による  
候補者を支持し、又はこれらに反対  
するための利用又はその他政治的活  
動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれ  
に反対するための利用又はその他宗  
教的活動のための利用

(開放の日時)

第5条 スポーツ開放の日時は、別表の  
とおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校  
において特別の事情がある場合は、教

育委員会は運営協議会の意見を聞いて別に定めることができる。

3 前項において、別に日時を定めたい  
ち、午後9時を超えて使用する場合は  
、使用団体は学校体育施設変更使用申  
請書（様式第1号）を、学校を経て教  
育委員会に提出しなければならない。

4 遊び場開放の日時は、運営協議会の  
意見を聞いて、教育委員会が \_\_\_\_\_ 定  
める。  
（使用の許可 \_\_\_\_\_ ）

第7条 スポーツ開放は、小松市内に在  
住し、在勤し、又は在学する者が、10  
人以上の団体を構成し、責任者が、名  
簿を添えて教育委員会に登録した場合  
に限り許可するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

育委員会は校下体育協会の意見を聞いて別に定めることができる。

[削除]

3 遊び場開放の日時は \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 教育委員会が別に定  
める。  
（スポーツ開放を利用できる者）

第6条 スポーツ開放を利用できる者は  
、次の全ての要件に該当する団体とす  
る。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(1) 本市の区域内に在住、在勤又は  
在学する者10人以上で構成されてい  
ること。

(2) 当該団体の構成員の半数以上が  
本市の区域内に在住する者であるこ  
と。

(3) 当該団体には成人の責任者を置  
くこと。

(4) 本市の区域内に活動の拠点があ  
ること。

(5) スポーツ安全保険等の保険に加

2 遊び場開放は、開放学校区内に在住する幼児及び児童生徒に限り許可する。この場合において、幼児については、保護者の付添いがあることを条件とする。

(登録 \_\_\_\_\_)

第8条 前条第1項の規定による登録を受けようとする団体は、\_\_\_\_\_ 学校体育施設使用登録\_\_\_\_\_申請書（様式第2号）を使用希望学校の校長 \_\_\_\_\_ を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録の申請のあった場合は、これを審査し、適格と認められるときは、登録証（様式第3号）を交付する。

3 登録証の内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録 \_\_\_\_\_ の取消し )

第9条 教育委員会は、次の各号の一に

入していること。

[削除]

(スポーツ開放の利用登録等)

第7条 スポーツ開放を利用しようとする者 \_\_\_\_\_ は、あらかじめ学校体育施設利用登録兼利用申請書（様式第1号）に団体の構成員を記載した名簿を添えて希望する開放学校の管理指導員及び学校長を経た教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の提出があったときは、これを審査し、当該利用登録及び利用申請が適当と認めるときは、これを登録し、利用申請を許可し、かつ、学校体育施設利用登録証兼利用許可証（様式第2号）を交付し、不適当と認めるときは、その旨を通知する。

3 利用登録証兼利用許可証の有効期限は、交付を受けた年度の末日までとする。

(スポーツ開放の利用登録等の取消し )

第8条 教育委員会は、利用登録証兼利

<p>該当した場合は、登録</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請に基づいて登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>使用簿</u>に虚偽の<u>使用実績</u>を記載したとき。</p> <p>(3) 運動種目以外の目的で_____体育施設を<u>使用</u>したとき。</p> <p>(4) <u>使用条件</u>を守らない等、<u>登録団体</u>として不適格と認めるとき。</p> <p><u>(使用の手続)</u></p> <p>第10条 <u>学校体育施設を使用しようとする団体は、使用10日以前に、学校体育施設使用申請書（様式第4号）を使用希望学校を経て教育委員会に提出し、学校体育施設使用許可書（様式第5号）を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>許可の場合、使用希望学校の通学区の団体を優先させる。</u></p> <p>3 <u>定期的に使用する団体については、その旨を学校体育施設使用申請書に明記する。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>用許可証の交付を受けた者（以下「利用団体」という。）が次のいずれかに該当する場合は、当該利用登録及び利用申請の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) 虚偽の申請に基づいて登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>管理日誌</u>に虚偽の<u>利用実績</u>を記載したとき。</p> <p>(3) 運動種目以外の目的で<u>学校体育施設</u>を<u>利用</u>したとき。</p> <p>(4) <u>利用条件</u>を守らない等、<u>利用団体</u>として不適格と認めるとき。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p><u>(遊び場開放を利用できる者)</u></p> <p>第9条 <u>遊び場開放を利用できる者は、</u></p>
--	---

	<p><u>開放学校区内に在住する幼児及び児童生徒とする。ただし、幼児の利用にあつては、保護者が付き添わなければならない。</u></p>
<p><u>(使用の禁止)</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>第11条 学校体育施設の開放が、次の各号の一に該当する場合はその使用を認めないものとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(1) 特定の政党若しくは公選による候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項に規定する場合を除く。）</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(3) 営利を目的とする行為があると認められる団体の使用</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(4) 使用者のうち、小松市内に在住する者が、半数に満たない団体の使用</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(使用者の弁償責任)</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>第12条 使用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によって損傷し、又は亡失したときは、弁償の責任を負うものとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(電気代相当分の徴収)</p>	<p>(電気代相当分の徴収)</p>

第13条 学校体育施設開放事業の対象施設

においては、使用料は徴収しない。  
ただし、使用者が照明を使用した場合には、電気代相当分を徴収することができる。

(電気代相当分の額)

第14条 前条における電気代相当分は、

屋内運動場においては1時間当たり100円、屋外運動場においては1時間当たり150円とする。ただし、教育委員会は、次の各号に定める場合、電気代相当分の徴収を免除することができる。

- (1) 市又は市立学校が使用するとき。
- (2) 小中学生のみ(指導者は除く。)で構成される団体が、健全育成を目的に使用するとき。
- (3) 65歳以上のみで構成される団体が、健康増進を目的に使用するとき。
- (4) 障がい者スポーツ団体による利用、福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で使用するとき。
- (5) その他、教育委員会が公益上必要と認めるとき。

2 前項において、電気代相当分の免除を希望する団体は、免除申請書を

第10条 学校体育施設開放に係る当該開放学校

の使用料は、徴収しない。  
ただし、利用団体が照明を使用した場合には、電気代相当分を徴収することができる。

(電気代相当分の額)

第11条 前条の電気代相当分は、

屋内運動場においては1時間当たり100円、屋外運動場においては1時間当たり150円とする。ただし、教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、電気代相当分の徴収を免除することができる。

- (1) 市又は市立学校が利用するとき。
- (2) 中学生以下を主な構成員とする団体が、健全育成を目的に利用するとき。
- (3) 65歳以上の者のみで構成される団体が、健康増進を目的に利用するとき。
- (4) 障がい者スポーツ団体による利用、福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で利用するとき。
- (5) その他、教育委員会が公益上必要と認めるとき。

2 前条の電気代相当分の免除を希望する団体は、あらかじめ学校体

\_\_\_\_\_しなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第6条関係）

屋外運動場	平日 5時から7時30分まで 18時から21時まで 学校の休業日 校長の認めた時間
屋内運動場	平日 18時から21時まで 学校の休業日 校長の認めた時間
屋内運動場	平日 18時から21時まで
附属クラブ	学校の休業日 校長の認めた

育施設電気代相当分減免申請書（様式第3号）を教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、学校体育施設利用登録証兼利用（減免）許可証（様式第4号）を交付し、当該提出をした者にその旨を通知する。

（利用者の弁償責任）

第12条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によって損傷し、又は亡失したときは、弁償の責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第5条関係）

屋外運動場	平日 5時から7時30分まで 18時から21時まで 学校の休業日 校長の認めた時間
屋内運動場	平日 18時から21時まで 学校の休業日 校長の認めた時間
[削除]	[削除]

ハウス 時間

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

学校体育施設使用変更願

団体名				
使用施設	学校 屋内運動場			
変更事項 (使用日時)	平成	年	(月)	～(月)
	毎週	曜日	午前・午後	時 分 ～ 午前・午後 時 分
	その他	日	午前・午後	時 分 ～ 午前・午後 時 分
申請理由				

上記のとおりの変更について、承認くださるようお願いいたします。

学校 学校開放運営協議会 殿

平成 年 月 日 責任者氏名 印

意見書

運営協議会意見欄

上記理由により、記載のとおりの変更を妥当と判断します。

(あて先) 小松市教育委員会

学校 学校開放運営協議会 代表者氏名 印

上記内容のとおり学校体育施設の使用変更を許可しても差し支えありません。

学校 校長 印

様式第1号 (第7条関係)

年度

学校体育施設利用登録兼利用申請書

(あて先) 小松市教育委員会

年 月 日

責任者 住所  
氏名  
携帯番号  
メールアドレス

学校教育に支障のない範囲で施設の利用を許可くださるよう申請します。

団体名			
利用目的(種目)	登録人員	人	
傷害保険	加入責任者氏名	加入番号	
利用施設	( ) 学校(学園) ( ) 屋内運動場 ( ) 屋外運動場		
利用日時	定期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 毎週 曜日 時 分 ～ 時 分 毎週 曜日 時 分 ～ 時 分	
	不定期	令和 年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分 令和 年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	
利用時間 延長申請理由	(やむを得ず、21時を過ぎて利用申請する場合はその理由を記入)		
利用備品			

学校体育施設利用許可副申請書

上記申請内容のとおり、学校体育施設の利用を許可しても差し支えありません。

学校(学園) 校長

年度

登録団体員名簿

団体名:

氏名	年齢	住所(市町名を記入)
1		市 町
2		市 町
3		市 町
4		市 町
5		市 町
6		市 町
7		市 町
8		市 町
9		市 町
10		市 町
11		市 町
12		市 町
13		市 町
14		市 町
15		市 町
16		市 町
17		市 町
18		市 町
19		市 町
20		市 町
21		市 町
22		市 町
23		市 町
24		市 町
25		市 町

別紙で提出する場合はこの様式相当の項目があること。

小松市情報公開条例に基づき、個人情報の安全確保に努め、提供された情報は、この事業においてのみ使用します。

様式第2号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)  
 学校体育施設使用登録申請書  
 年 月 日  
 小松市教育委員会殿  
 責任者 住所  
 氏名  
 電話  
 下記のとおり、学校体育施設の使用団体として登録の申請をします。  
 記  

団体名	
団体の住所	
使用の目的	
運動種目	
登録人員	男 人 女 人 計 人(名簿別紙添付)
責任者	
住所	
職業	
氏名	電話
備考	使用希望学校名 屋外運動場 小、中学校 屋内運動場 屋内運動場附属クラブハウス
傷害保険加入責任者名	加入番号

別紙  
 登録団体の員名簿  
 団体名( )

氏名	年齢	性別	住所	職業	電話番号
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
6.					
7.					
8.					
9.					
10.					
11.					
12.					
13.					
14.					
15.					
16.					
17.					
18.					
19.					
20.					
21.					

様式第2号(第7条関係)

年 月 日  
 様  
 小松市教育委員会  
 学校体育施設利用登録証兼利用許可証  

	登録番号	許可番号
団体名		
利用目的(種目)	登録人員	
利用施設		
利用日時		
利用備品		
電気代相当負担額		

上記団体は、年度学校体育施設利用登録団体であることを証明し、利用条件を付記して利用を許可します。これに違反した場合は、利用を中止させることがあります。  
 利用条件  
 ・管理指導員の指示に従うこと。  
 ・利用時間を厳守すること。  
 ・学校敷地内は禁煙とする。  
 ・利用後の清掃は必ず行うこと。  
 ・管理日誌には利用実績を正確に記入すること。  
 ・屋外球技種目及びフットサルは、屋内でのボールの使用を禁止とする(トレーニングのみ)。12～2月の冬季間に小学校1～3年生が行うリフティング等についてはボールの使用を認める。  
 ・その他規則を守ること。

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

登 録 証

登録番号			
団体名			
責任者	住所		
	氏名		
使用種目			

上記の団体は、 年度学校体育施設使用登録団体であることを証明します。

年 月 日

小松市教育委員会 印

(注意事項)

- この証は、責任者が所持すること。
- この証を他の団体に貸与しないこと。
- この証を紛失したときは、速やかに再交付の手続きをすること。

様式第3号 (第11条関係)

年度

学校体育施設電気代相当分減免申請書

年 月 日

(あて先) 小松市長

責任者 住所  
氏 名  
携帯番号

次のとおり電気代相当分の減免を申請します。

団体名	
利用目的(種目)	
利用施設	( ) 学校(学園) ( ) 屋内運動場 ( ) 屋外運動場
利用日時	
電気代相当分の金額	該当する項目に○を記入 ( ) 屋内運動場 100円/時 ( ) 屋外運動場 150円/時
減免を受けようとする理由	いずれかに○を記入 ( ) 市又は市立学校が利用するとき ( ) 中学生以下を主な構成員とする団体が、健全育成を目的に利用するとき ( ) 65歳以上のみで構成される団体が、健康増進を目的に利用するとき ( ) 障がい者スポーツの振興を目的で利用するとき ( ) その他、教育委員会が公益上必要と認めるとき

様式第4号 (第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

学校体育施設使用申請書		許可番号
登録番号	登録団体名	
使用施設	1 屋外運動場 2 屋内運動場 3 屋内運動場附属クラブハウス	
使用日時	月 日 曜日 時 分～ 時 分	
運動種目	使用人員	人
附 帯 設 備	品名等	

上記使用について、下記使用条件を厳守しますので許可くださるよう申請します。

年 月 日

責任者	住所
氏 名	印
電 話	

小松市教育委員会 殿

使用条件

- 体育施設内は禁煙とするが、特にやむを得ないときは、所定の場所での喫煙を準備し、喫い殻の処理を充分に行うこと。
- 使用時間は厳守すること。
- 使用後の清掃は必ず行うこと。
- 備用備品以外の備品は使用しないこと。
- 管理指導員の指示に従うこと。
- その他規則を守ること。

以上の条件に違反したときは責任者において一切の責任を負います。

使用希望校	
学校長意見	

様式第4号 (第11条関係)

年 月 日

様

小松市教育委員会

学校体育施設利用登録証兼利用(減免)許可証

	登録番号	許可番号
団体名		
利用目的(種目)	登録人員	
利用施設		
利用日時		
利用備品		
電気代相当分負担額		

上記団体は、 年度学校体育施設利用登録団体であることを証明し、利用条件を付記して利用を許可します。これに違反した場合は、利用を中止させることがあります。

併せて申請のあった学校体育施設電気代相当分の減免について、次のとおり承認する(承認しない)ことに決定したので通知します。

小松市長

減免該当理由	
減免後の電気代相当分負担額	
不承認の場合の理由	

- 利用条件
- ・管理指導員の指示に従うこと。
  - ・利用時間を厳守すること。
  - ・学校敷地内は禁煙とする。
  - ・利用後の清掃は必ず行うこと。
  - ・管理日誌には利用実績を正確に記入すること。
  - ・屋外球技種目及びフットサルは、屋内でのボールの使用を禁止とする（トレーニングのみ）。12～2月の冬季間に小学校1～3年生が行うリフティング等についてはボールの使用を認める。
  - ・その他規則を守ること。

様式第5号（第10条関係）

[削除]

様式第5号(第10条関係)

学校体育施設使用許可書		許可番号
登録番号	登録団体名	
使用施設	1 屋外運動場 2 屋内運動場 3 屋内運動場附属クラブハウス	
使用日時	月 日 曜日 時 分～ 時 分	
運動種目	使用人員	男 人 女 人 計 人
使用備品		

上記使用について、下記条件を付記して許可します。

年 月 日

小松市教育委員会 [印]

責任者 殿

使用条件

- 1 体育施設内は禁煙とするが、特にやむを得ないときは、所定の場所で灰皿を準備し、喫い煙の処理を充分に行うこと。
- 2 利用時間を厳守すること。
- 3 使用後の清掃を必ず行うこと。
- 4 専用備品以外の備品は使用しないこと。
- 5 管理指導員の指示に従うこと。
- 6 その他規則を守ること。
- 7 上記に違反した場合は、使用を中止させることがあります。

備考 この表中に[ ]及び[ ]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3か年合格状況 R4年度～R6年度 ( )は過年度生

国公立大学	R4	R5	R6
金沢大学	3		2(1)
富山大学	2	1	2
福井大学			1
信州大学			1(1)
岩手大学			
筑波大学		1	
島根大学			1
佐賀大学			1(1)
東京藝術大学		2	
京都市立芸術大学	1		
長岡造形大学	1	2	
都留文科大学		1(1)	
和歌山大学		1(1)	
室蘭工業大学		1	
石川県立看護大学			
新潟県立大学			1(1)
金沢美術工芸大学	2	3(1)	3
公立小松大学	6	8	9
富山県立大学	2	1	
福井県立大学			
愛知県立芸術大学		1(1)	
静岡文化芸術大学			
北九州市立大学		1(1)	
広島市立大学	1	1	2
尾道市立大学	1		
計	19	24(5)	23(4)

大学校・公共職能系	R4	R5	R6
石川職業能力開発短期大学校			1
北陸職業能力開発大学校			
石川県九谷焼技術研修所			
石川県挽物轆轤技術研修所			
その他			
計	0	0	1

公務員	R4	R5	R6
小松市消防本部			
能美市消防本部			
白山市消防本部			
小松市役所			1
石川県警			1
自衛隊各種	2		
計	2	0	2

就職（公務員除く）	R4	R5	R6
計	8	4	6

私立大学（北信越地区）	R4	R5	R6
金沢工業大学	13	10	24(1)
金沢学院大学	54	15	11
金沢星稜大学	26	38	35
北陸大学	29	17	21
北陸学院大学	13	4	2
金城大学	15	16	26
金沢医科大学(看護)			
かなざわ食マネジメント専門職大学			1
福井工業大学	22	4	26
福井医療大学	2		
仁愛大学	5		
新潟医療福祉大学			
新潟工科大学			
新潟産業大学	1		
富山国際大学			
高岡法科大学			
計	180	104	146(1)

私立大学（関東地区）	R4	R5	R6
青山学院大学			1
駒澤大学			
日本大学	1		
帝京大学			1
桜美林大学	1		
拓殖大学	1	1	
大東文化大学	1		
目白大学	1		
獨協大学			
東海大学	1	1	2
昭和音楽大学	1(1)		
国立音楽大学	1	1	2
東京音楽大学	2	1	
尚美学園大学			1
武蔵野音楽大学			
女子美術大学		1	
多摩美術大学			1(1)
東京情報大学			1
東京福祉大学	1		
その他	8		
計	19(1)	5	9(1)

私立大学（東海地区）	R4	R5	R6
岐阜女子大学	1		
岐阜聖徳学園			1
中部学院大学		2	
中部大学			
愛知学院大学		1	
日本福祉大学	3		
中京大学			4
金城学院大学	1		
名古屋学院大学	1		
名古屋芸術大学			
名古屋学芸大学			
名古屋商科大学		1	
名古屋外国語大学			
名古屋経済大学	1		
東海学園大学			
その他	8		
計	15	4	5

私立大学（関西地区）	R4	R5	R6
同志社大学		1	1
同志社女子大学			
立命館大学	1		
京都産業大学	3	1	8
大阪産業大学		1	
成安造形大学		1	1
京都芸術大学（元京都造形芸術大学）	1	1	1
京都橘大学	5		
大谷大学	3		
大阪経済大学		1	
龍谷大学		1	
奈良大学	2		
関西外国語大学			
大阪学院大学	4		5
大阪芸術大学			1
関西国際大学		1	
武庫川女子大学		1	
神戸学院大学	2		
甲南大学	2		
立命館アジア太平洋大学			1
その他	17		
計	40	9	18

私立大学（計）	R4	R5	R6
計	254(1)	122	178(2)

短期大学	R4	R5	R6
金沢星稜大学女子短期大学部	11	5	1
金城大学短期大学部	18	11	14
金沢学院短期大学	8	4	2
北陸学院大学短期大学	6		
大阪音楽大学短期大学部			1
嵯峨美術短期大学			1
その他	3	4	4
計	46	24	23

専門学校・各種学校	R4	R5	R6
金沢医療センター付属金沢看護学校		2	2
石川県立総合看護専門学校	2	2	
石川県立保育専門学園	1		
金沢医療技術専門学校			
金沢看護専門学校			1
七尾看護専門学校			
加賀看護学校	2	6	
国際医療福祉専門学校七尾校			
専門学校金沢美専		5	7
金沢文化服装学院	1	1	2
北信越柔整専門学校			
石川県調理師専門学校	1		
石川県歯科医師会立歯科医療専門	3	2	1
石川理容美容専門学校	3	3	1
ファースト学園金沢校			
大原簿記法律観光専門学校			1
金沢製菓調理専門学校		1	
(専)金沢科学技術大学校	7	2	3
大原医療・スポーツ専門学校	1		
金沢情報ITクリエイター専門学校	1	2	2
金沢リハビリテーションアカデミー	4	2	
(専)日本航空大学校			
国際ペット専門学校	1	2	1
国際動物看護専門学校			
金沢ウエディング・ビューティ専門学校	2		3
国際ホテル&ブライダル専門学校		1	
スーパースーツ製菓専門学校	1		1
国際調理専門学校			
国際サイクル専門学校			
小松市医師会附准看護		3	
その他の専門学校	5	7	9
計	35	42	33

浪人 その他	R4	R5	R6
計	11	7	6